

平成30年12月

篠栗町議会第4回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月6日(木)～14日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	6	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	12	7	金	考 案 日		
第3日	12	8	土	休 会		閉 庁
第4日	12	9	日	休 会		閉 庁
第5日	12	10	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	11	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	12	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	13	木	予 備 日		
第9日	12	14	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成30年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成30年12月6日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 5番 , 6番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
78	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
79	篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
80	篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
81	篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
82	住居表示の実施区域及び方法について	文教厚生 常任委員会
83	指定管理者の指定について	文教厚生 常任委員会
84	激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について	総務建設 常任委員会
85	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の減免について	総務建設 常任委員会
86	平成30年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
87	平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会

平成30年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成30年12月10日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	8番	大楠 英志	議員
2.	3番	栗須 信治	議員
3.	5番	村瀬 敬太郎	議員
4.	1番	古屋 宏治	議員
5.	12番	荒牧 泰範	議員
6.	7番	横山 久義	議員
7.	2番	田辺 弘之	議員

平成30年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成30年12月14日(金)午前10時開議

- 第1, 「議案の撤回請求について」
- 第2, 議案第78号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第79号 篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第80号 篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第81号 篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第82号 住居表示の実施区域及び方法について
- 第7, 議案第83号 指定管理者の指定について
- 第8, 議案第84号 激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について
- 第9, 議案第86号 平成30年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について
- 第10, 議案第87号 平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第11, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成30年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月6日(開会)

平成30年 第4回 定例会 会議録

日時 平成30年12月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

開会を宣言いたします前に、去る10月17日にご逝去されました 山田 眞士 議員のご冥福を祈り黙祷を捧げたいと思います。

○事務局長（佐伯 和久） 皆様、ご起立ください。

黙祷。

（黙祷）

○事務局長（佐伯 和久） ありがとうございます。

ご着席ください。

○議長（阿部 寛治） ただいまから、平成30年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番 村瀬 敬太郎 議員、6番 今長谷 武和 議員 を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から12月14日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第78号から議案第87号まで計10議案でございます。

それでは、議案第78号から議案第87号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、平成30年第4回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

ただいまは、山田 眞士 議員のご冥福を祈り、全員で黙祷を捧げました。来年4月までの任期半ばでの突然の訃報に只々痛恨の極みでございます。山田議員ご本人、ご遺族の皆様におかれましては、さぞやご無念のこととお察し申し上げます。改めて衷心より哀悼の意を表します。

山田議員とのこれまでの議会でのやり取りを振り返ってみますと、ご当選後、平成28年第2回定例会から終始一貫して「高齢者福祉」「生活弱者への取り組み」「就学前児童に対する支援」等、福祉全般について様々な角度からご意見を賜りました。特に、平成28年第4回定例会一般質問での「就学援助の支給を就学前3月に」のやり取りは、私といたしましても大変記憶に残っておりまして、その年の6月定例会一般質問における山田議員の「生活に困窮されるご家庭に対する配慮を」とのご質問の趣旨も踏まえて、糟屋地区他市町より一足早く、平成29年度から就学援助の就学前3月支給を実施することをご報告いたしました。このことは、山田議員の4年弱の議員活動の中の大きな成果であったと確信いたしております。改めて、これまでの町政発展のために、議員としてご活躍いただきましたことに感謝申し上げますとともに、心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

12月3日に招集のご案内をいたしました臨時会を取りやめたことについてお詫び申し上げます。今回予定いたしておりました臨時会は、平成30年度の人事院勧告による改正給与等条例及びそれに伴う補正予算を上程するものとして招集したものでございました。

給与改正は、人事院勧告に基づき給与法改正案の閣議決定が行われ、給与法の成立後に行われるものでございますが、賞与支給日に関係するため、例年11月下旬に成立しておりました。しかしながら、今年度は、閣議決定は行われているものの、12月3日時点では、未だ給与法の施行が行われない状況となりました。この給与条例の改正は、給与法改正に根拠を置くもので、改正給与法の施行なくして条例改正をすることはできません。つきましては、改めて改正条例及び補正予算を提案する予定でございます。今回は大変ご迷惑をおかけいたしました申しわけございませんでした。

提案理由をご説明する前に少しお時間をいただきまして、第3回定例会以降の諸情勢についてご報告申し上げます。

11月20日に熊本市で「平成30年度国有林野所在地市町村長有志協議会」が

開催されました。私は、福岡県内26市町村で構成する有志協議会福岡ブロックの代表世話人を務めておりますので、今年もこの会に参加いたしました。この会議は、九州森林管理局長をはじめ林野庁関係者と九州各県の国有林野所在地市町村の代表世話人との情報交換会ございまして、最新の林業行政全般について協議する会でございます。本年度の会議の中で、特に目新しいものとして、「森林環境税」「森林環境譲与税」の取り組みについて詳しい説明をお聞きすることができました。

平成30年度税制改正の基本的な考え方の中で、森林吸収源対策に係る地方財源の確保として明記されました「森林環境税」と「森林環境譲与税」の制度設計のイメージは、森林整備等のために必要な費用を国民一人ひとりが広く等しく負担を分担し森林を支える仕組みを考えるものでございまして、平成36年度から国民1人当たり年間1,000円を「森林環境税」として徴収、一方「森林環境譲与税」は平成31年度から前倒しで市町村に対し配分され、間伐や担い手育成、木材利用促進等に利用することにより公益的機能を発揮させ、災害防止・国土保全機能の増進等に資することを目的とするものでございます。「森林環境譲与税」の配分は、私有林の人工林面積・林業就業者数・人口により按分されるもので、今後、林野庁では、税の使い方等についてのガイドラインを作って行きたいとのことございました。

11月28日に全国町村長大会が開催されました。全国926の町村長が一堂に会し、全国町村の総意として国への要望を集約する重要な大会でございます。

決議文には、例年通り「町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の自給・供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。」と前段に記した上で「一億総活躍社会の実現に向け、地方創生のさらなる推進を図ること」「まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること」「車体課税に係る地方税収を確保し、ゴルフ場利用税を堅持すること」「幼児教育無償化の財源確保・円滑な実施に向け、万全の措置を講ずること」等、12の項目の要望書を満場一致で採択いたしました。併せて「大規模災害からの復旧・復興、全国的な防災・減災対策の強化に関する特別決議」も採択されました。同日、全国町村会役員町村長において、力強く関係各省に要望活動をしていただいたところでございます。

さて、広報ささぐり12月号においても紹介しておりますが、篠栗町表彰条例に

に基づき、平成30年度は、阿部議長、松田議員、大楠議員が自治功労者として表彰されました。自治功労者は、長年にわたり町の政治・経済・教育・文化などで町政振興に寄与された人に授与されるもので、今回受賞された皆様は町議会議員として15年以上の長きにわたる功労によるものでございます。誠にめでたうございました。

このように多くの議員の皆様が長年ご活躍され、表彰をお受けになることは、私ども町民にとりましても誇りでございました。敬意を表するものでございます。今後とも更にご活躍されますことをお祈り申し上げます。

すでに、平成31年度予算の事務査定作業に入っているところでございますが、今後は、篠栗北地区産業団地開発事業はじめ、住居表示整備事業等、様々な取り組みを継続して参ります。また、一昨日、国の平成30年度第一次補正予算の第一報が入り、小中学校における冷房設備対応臨時特別交付金の額も内定いたしました。議員各位におかれましては、来年の任期までこの議案について、ご審議いただくことになるかと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、平成30年第3回定例会以降の諸情勢報告について終わります。

続きまして、本定例会に提案しております議案第78号から議案第87号までの10議案について説明をいたします。

議案第78号は、「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

議案第79号は、「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」議案第80号は、「篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

ただいまの3議案につきましては、提案理由が同様のため一括して説明をいたします。

篠栗町の税や使用料等の督促状の発送は法律に基づいた行政処分であり、その実施は自治体の義務として位置づけられております。

よって、その行為に対する手数料を徴収することは、行政サービスの対価として手数料を課する観点から望ましくないため、本3条例を制定するものでございます。

改正の内容は、督促状を発送した際の督促手数料を徴収することを廃止するものでございます。

議案第81号は、「篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本条例は、篠栗町多々良川流域関連公共下水道事業の事業計画変更に伴い、下水道事業の経営の規模に関する各数値を変更するため、本条例を制定するものであります。

改正の内容は、排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力を改正するものであります。

議案第82号は、「住居表示の実施区域及び方法について」であります。

本議案は、住居表示を実施すべき市外地の区域を定め、また、当該区域における住居表示の方法を「街区方式」によるものとするため、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該区域の面積は、約6.4平方キロメートルであります。

議案第83号は、「指定管理者の指定について」であります。

本議案は、篠栗町葬祭場の現指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日となっており、新たに5年間、社会福祉法人 篠栗町社会福祉協議会を指定管理者とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また、指定管理者の選定にあたっては、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第6条の規定により、選定委員会が設置され、同委員会にて選定がなされております。

議案第84号は、「激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について」であります。

本議案は、激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した萩尾地区の農業用水路施設及び山手地区多々良川にある広田井堰の災害復旧工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第2号の規定を適用し、受益者負担金を減免することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第85号は、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の減免について」であります。

本議案は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の稼働延長協定に基づき、同組合により委託を受けた工事、篠栗北地区産業団地の開発に伴い、地元関係者との協議により整備実施の工事、多々良川可動井堰の補修、改修及び災害復旧工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第3号の規定を適用し、受益者負担金を減免することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第86号から87号までの2議案は、平成30年度補正予算でございます。

議案第86号は、「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」であります。

本議案は、平成30年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,919万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,873万1,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、国庫支出金を328万3,000円、県支出金を2,417万円増額し、諸収入を205万3,000円減額するものであります。

また、臨時財政対策債を1万8,000円増額し、一般会計出資債を1,110万円、地方道路等整備事業債を270万円それぞれ減額し、普通交付税を2,757万9,000円増額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、財産管理費といたしまして、青色回転灯装備車、通称「青パト」の購入費を256万7,000円減額するものであります。

民生費におきましては、障がい者福祉費といたしまして、更生医療給付費に573万2,000円、重度障害者医療対策費といたしまして、重度障害者医療費に1,008万7,000円を追加し、後期高齢者医療対策費といたしまして、後期高齢者医療療養給付費負担金を897万6,000円減額するほか、国県補助金返還金といたしまして、介護保険対策費等に1,548万2,000円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、林業総務費といたしまして、林業・木材産業成長産業化促進対策補助金に711万6,000円、林業振興費といたしまして、荒廃森林再生事業費に1,010万6,000円を追加するものであります。

災害復旧費におきましては、農業用施設災害復旧費及び道路橋梁災害復旧費といたしまして、職員の時間外勤務手当に263万4,000円を追加するものであります。

公債費につきましては、償還利率の見直しに伴い元金に422万1,000円を追加し、利子を690万8,000円減額するものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、庁舎環境衛生管理業務委託のほか5事業におきまして平成31年度に3,926万円、平成31年度から平成33年度までに8億4,286万9,000円の債務負担行為を行うものでございます。

最後に、地方債につきましては、借入限度額を変更するものといたしまして、臨時財政対策債を3億4,452万7,000円から3億4,454万5,000円増額

するものでございます。

また、一般会計出資債及び地方道路等整備事業債につきましては、これを廃止するものであります。

議案第87号は、「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

当該補正予算は、平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算におきまして、債務負担行為を計上するものでございます。

レセプト点検委託料といたしまして、平成31年度に280万8,000円の債務負担行為を行うものでございます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第78号から議案第87号までの10議案を一括議題といたします。

お諮りします。

議案第78号から議案第85号までの8議案につきましては、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第86号と議案第87号の補正予算2議案については、「議長除く10人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番 今長谷 武和 議員。副委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員です。

最後に、報告第14号については、予算特別委員会終了後に全員で報告を受けた

いと思います。

よろしいでしょうか。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時25分